

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>消費税法(昭和63年法律第108号)、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)、地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成9年政令第17号)、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)、<u>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)、</u><u>所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)、</u><u>地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、</u><u>所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)</u>及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)の施行に伴い、所得税の課税所得金額の計算における消費税及び地方消費税の取扱いを明らかにするものである。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 令 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)をいう。</p> <p>(2) 措置法 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)をいう。</p> <p>(3) 消費税等 消費税及び地方消費税をいう。</p> <p>(4) 控除対象外消費税額等 消費税法第30条第1項((仕入れに係る消費税額の控除))の規定の適用を受ける場合における同条第2項に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額のうち同条第1項の規定による控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をいう。</p> <p>(注) 課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ令第182条の2第6項((資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入))に規定する課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額をいう。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>消費税法(昭和63年法律第108号)、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)、地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成9年政令第17号)、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び<u>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)</u>の施行に伴い、所得税の課税所得金額の計算における消費税及び地方消費税の取扱いを明らかにするものである。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 令 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)をいう。</p> <p>(2) 措置法 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)をいう。</p> <p>(3) 消費税等 消費税及び地方消費税をいう。</p> <p>(4) 控除対象外消費税額等 消費税法第30条第1項((仕入れに係る消費税額の控除))の規定の適用を受ける場合、<u>同条第2項に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額のうち同条第1項の規定による控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をいう。</u></p> <p>(注) 課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ地方消費税を税率が100分の1.7の消費税であると仮定して消費税法の規定の例により計算した場合における同法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額に相当する金額又は同条第1項の規定による控除をすることができない金額に相当する金額をいう。</p> |

- (5) 税抜経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいう。
- (6) 税込経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいう。

(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)

2 所得税の課税所得金額の計算に当たり、消費税法第2条第1項第3号((定義))に規定する個人事業者(以下「個人事業者」という。)が行う取引に係る消費税等の経理処理(以下「経理処理」という。)については、税抜経理方式又は税込経理方式のいずれの方式によることとしても差し支えないが、個人事業者の選択した方式は当該個人事業者の行う全ての取引について適用するものとする。

(注)1 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得(以下「事業所得等」という。)を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務を行う場合には、当該所得の種類を異にする業務ごとに上記の取扱いによることができるものとする。

2 譲渡所得の基因となる資産の譲渡で消費税が課されるものに係る経理処理については、当該資産をその用に供していた事業所得等を生ずべき業務と同一の方式によるものとする。

3 消費税と地方消費税は同一の方式によるものとする。

- (5) 税抜経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいう。
- (6) 税込経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいう。

(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)

2 所得税の課税所得金額の計算に当たり、消費税法第2条第1項第3号((定義))に規定する個人事業者(以下「個人事業者」という。)が行う取引に係る消費税等の経理処理(以下「経理処理」という。)については、税抜経理方式又は税込経理方式のいずれの方式によることとしても差し支えないが、個人事業者の選択した方式は当該個人事業者の行うすべての取引について適用するものとする。

(注)1 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得(以下「事業所得等」という。)を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務を行う場合には、当該所得の種類を異にする業務ごとに上記の取扱いによることができるものとする。

2 譲渡所得の基因となる資産の譲渡で消費税が課されるものに係る経理処理については、当該資産をその用に供していた事業所得等を生ずべき業務と同一の方式によるものとする。

3 消費税と地方消費税は同一の方式によるものとする。